

入 札 説 明 書

環境省自然環境局京都御苑管理事務所の「令和 7 年度 京都御苑旧官舎撤去工事(再度公告)」に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 7 年 7 月 2 日

2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官
環境省自然環境局
京都御苑管理事務所長 小口 陽介

3 工事概要

- (1) 工 事 名 令和 7 年度京都御苑旧官舎撤去工事（再度公告）
- (2) 工事場所 京都府京都市上京区京都御苑内
- (3) 工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- (4) 工 期 契約締結の日から令和 7 年 11 月 7 日（金）まで
- (5) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 1 2 年法律第 1 0 4 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- (6) 本工事は、資料の提出及び入札を電子調達システムで行う対象工事である。

なお、電子調達システムにより難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

1) この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：6 に同じ

・受付時間：9 時 0 0 時から 1 7 時 0 0 分（1 2 時 0 0 分から 1 3 時 0 0 分の間は除く。）までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和 6 3 年法律第 9 1 号)第 1 条に規定する行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日及び 1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日。以下「休日」という。）は除く。

2) 電子調達システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

(7) 本工事は、現場閉所により週休 2 日を確保する「週休 2 日制工事（発注者指定型）」の試行対象工事である。入札時においては、当初の予定価格から現場施工期間内における全ての月ごとの現場閉所日数の割合が 4 週 8 休（28.5%（8 日／28 日））以上を満たすことを前提に、労務費等を補正することにより工事費を積算する。

週休 2 日の考え方は下記のとおりである。

ア 月単位の週休 2 日とは、現場施工期間内において、全ての月ごとに 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

通期の週休 2 日とは、現場施工期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められることをいう。

イ 現場施工期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始 6 日間及び夏季休暇 3 日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

ウ 月単位の 4 週 8 休以上とは、現場施工期間内における全ての月ごとの現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が 28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の 4 週 8 休以上とは、現場施工期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪、荒天等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

エ 現場閉所日数とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1 日を通して現場や現場事務所が閉所された日をいう。

オ 月単位の週休 2 日を達成できない場合において、通期の週休 2 日を達成した場合は、補正係数を変更し、通期の週休 2 日を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額する。

4 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 環境省における「建築工事」に係る「B」、「C」又は「D」等級の令和 7・8 年度一般競争入札参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成 22 年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記に示す同種工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）。

なお、当該工事の実績は、評価点合計が 65 点未満のものは除く。

経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成 22 年度以降に元請けとして下記に示す同種工事を施工した実績を有すること。

・同種工事：契約金額が 500 万円以上の、国又は地方公共団体が発注した建築物の解体を含む工事

- (5) 次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
 - 1) 1 級建築施工管理技士、2 級建築施工管理技士いずれか 1 つ以上の資格を有する者

であること。

- 2) 平成22年度以降、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として、上記4(4)に掲げる工事の経験を有する者であること（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）。(共同企業体の技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡し完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）
- 3) 本工事を受注した場合において、監理技術者が必要になる工事にあつては、配置予定監理技術者が、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- 4) 配置予定監理技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係があることを証する資料を提出すること。

なお、恒常的な雇用とは入札の申込み(競争参加資格確認申請)の日以前に3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係があるとみなすが、継続雇用制度を証する資料を提出すること。提出されない場合は、競争参加資格を認めない。

- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限日から開札の時までの期間に、環境省から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（令和2年12月25日付け環境会発第2012255号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者とは、次に掲げる者である。

・環境設計株式会社

- (8) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

- ① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人（以下「管財人」という。）を現に

兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(9) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、京都府内に所在すること。

(10) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

(11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、環境省発注の発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 設計業務等の受託者等

(1) 4(7)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の1)から3)のいずれかに該当する者であること。

1) 資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

① 親会社等と子会社等の関係にある場合

② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし①については、会社等の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

① 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6 担当部局

〒602-0881 京都府京都市上京区京都御苑3番地

環境省自然環境局京都御苑管理事務所 庶務科

電話：075-211-6348 FAX：075-255-6433

電子メール：KYOTO-GY0EN@env.go.jp

7 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4 (2) の認定を受けていない者も次に掲げるところに従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4 (1) 及び(3) から(10) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4 (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4 (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

1) 提出期間：電子調達システムは、令和7年7月2日(水)9時00分から7月8日(火)17時00分まで

紙入札方式は、令和7年7月2日(水)9時00分から7月8日(火)

17時00分(12時00分から13時00分の間を除く。)までとする。ただし、休日は除く。

2) 提出場所：6に同じ。

3) 提出方法：申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより受付を行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は、提出場所へ「持参」又は「郵送(書留郵便等に限る。) 若しくは託送(書留郵便と同等のものとする。以下「郵送等」という。) 」すること。郵送等については、期日までに送付(必着)すること。

(2) 申請書は、別記様式により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

下記 1) の「同種工事の施工実績」及び下記 2) の「(配置予定の) 主任(監理) 技術者の資格・工事経験等」については、平成22年度以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに、工事が完成し、引き渡し完了したものに関し記載すること。

なお、「同種工事の施工実績」(別記様式2)に記載する工事及び「主任(監理) 技術者の資格・工事経験等」(別記様式3)の「工事の経験の概要」に記載する工事は、評定点が65点以上であることとし、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点を証明する書類の写しを添付することを必須とするが、工事評定が実施されない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類、引き渡し完了したことを証明する書類又は、「工事実績情報システム(CORINS)」の写しをもって65点とみなす。ただし、評定点が65点以上の実績の写しに限る。

評定点が、65点未満のもの及び必要資料の添付がないものは、実績が無いと見なし入札に参加出来ないので留意すること。

1) 施工実績(別記様式2)(500万円以上の実績)

4 (4) に掲げる資格があることを判断できる同種工事の施工実績を別記様式2に1件記載すること。

2) (配置予定の) 主任(監理) 技術者の資格・工事経験等(別記様式3)

① 4 (5) に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載することとし、他の工事の従事状況においては、国・県・市町村・民間等全てにおいて、専任、非専任の立場にかかわらず記載し、本工事を受注した場合の対応措置においては、従事案件における発注者の意向を踏まえ、明確に記載すること。経常建設共同企業体にあっては、

構成員のいずれかから専任で配置する 4 (5) の基準を満たし 4 (4) に掲げる同種工事の実績を有した技術者と、その他の構成員から配置する 4 (5) の基準を満たした技術者を配置すること。

なお、主任（監理）技術者は複数人（最大 3 人を限度・経常建設共同企業体にあつては、構成員に対して最大 3 人を限度）の候補技術者を記載することもできるが、技術者を評価する過程においては、配置予定者として認められた者のうち、実績等が一番低いと判断される者で評価する。

なお、配置予定者として 4 人以上の記載があった場合は、配置予定者技術者として認められた者のうち、実績等が下位 3 名と判断される者に競争参加資格を与え、それ以外の者については競争参加資格を与えない。また、技術者の資格において、実務経験年数を資格とする場合は、経験年数が証明できる資料を添付すること。

- ② 入札書投函後開札までの期間及び入札保留がなされている期間において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなった場合は、直ちに書面によりその旨の申し出（理由：技術者の重複のため）を行うこと。

なお、その申し出に基づき投函された入札書は、無効とする。また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したこと及びその他のやむを得ない理由（死亡、傷病、出産、育児、介護、退職等）により配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。申請書等を電子調達システムにより提出した場合であっても、申請書等の取下げは書面により行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

3) 契約書の写し

1) の同種工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し及び同種工事の要件を満たす工事であることが確認できる資料を提出すること。ただし、当該工事が、C O R I N S に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

- (4) 競争参加資格の審査において、申請書等の提出がない場合（必要書類の提出不足等も含む。）又は他の入札参加者と本工事について相談等を行い作成されたと認める場合など申請書等の記載内容が適正でない場合は、競争参加資格を認めない。
- (5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和 7 年 7 月 10 日（木）までに電子調達システムにて通知する。（ただし、書面により申請した場合は、郵送等にて通知する。）

(6) その他

- 1) 申請書及び資料の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- 2) 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- 3) 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- 4) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。
- 5) 申請書及び資料に関する問い合わせ先は 6 . に同じ。
- 6) 電子調達システムにより申請書及び資料を提出する場合は、以下に留意すること。

- ① 配布（ダウンロード）された様式をもとに作成するものとし、ファイル形式は以下

による。

- ・Microsoft Office Word (Word2010形式以下のもの)
- ・Microsoft Office Excel (Excel2010形式以下のもの)
- ・Just System 一太郎 (一太郎2008形式以下のもの)
- ・PDFファイル

- ② 複数の申請書類は、原則1つのファイルにまとめて添付資料欄に添付して送信すること。

なお、圧縮することにより1つのファイルにまとめたものは、1つのファイルの提出（圧縮ファイルの中に複数のファイル及びファイル形式が混在していても良い。）として認める。ただし、圧縮ファイルの形式は、Zip形式、lzh形式のみを認める。

なお、提出するファイル容量が、1つで3MB以上となる場合は、合計10MB以内までは、複数のファイルに分割して送信することを認める。提出するファイルの容量合計が10MB以上となる場合は目録のみ送信し、別途CD-ROM等を令和7年7月8日(火)17時00分までに郵送（書留郵便に限る。）すること。

8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

- 1) 提出期限： 令和7年7月17日(木)17時00分必着
- 2) 提出場所： 6に同じ。
- 3) 提出方法： 電子調達システムにより提出すること。提出後、6に提出した旨を電話で通知すること。

紙入札方式の場合は、持参又は郵送等とする。持参又は郵送等の場合の提出場所は、6に同じ。

- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和7年7月22日(月)までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

9 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

- 1) 提出期間： 公告日の翌日から令和7年7月15日(火)17時00分まで。（休日を除く。）

持参する場合は、上記期間の9時00分から17時00分（12時00分から13時00分の間を除く。）まで。

- 2) 提出場所： 6に同じ。
- 3) 提出方法： 電子調達システムにより提出すること。提出後、6に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の者は、書面を持参又は電子メールにて送付すること。

電子調達システムによる質問書の提出に当たっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な工事名等の記載により、業者名が類推される

場合も含む。)を記載するなど、他の参加者に自社の参加が知り得る状況となる質問を行った場合には、公正な入札の確保ができないため、その者は入札に参加することができないものとする。

なお、当該質問者が既に競争参加資格を有している場合においては、当該参加資格を取り消すこととする。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、電子調達システムにより令和7年7月18日(金)までに回答するので確認すること。また、次のとおり閲覧にも供する。紙入札方式の者に対しては電子メール等で回答する。

1) 期 間：質問回答日から開札日前日まで（休日を除く。）の毎日、9時00分から17時00分まで（12時00分から13時00分を除く。）。

2) 場 所： 〒602-0881 京都府京都市上京区京都御苑3
環境省自然環境局京都御苑管理事務所 庶務科

10 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により開札日時及び場所に持参すること。入札書提出期限は次のとおりとする。

1) 電子調達システムによる入札の締め切りは、令和7年7月23日(火)13時59分。

2) 開札は、下記(2)において、令和7年7月23日(火)14時00分に行う。

(2) 場 所： 〒602-0881 京都府京都市上京区京都御苑3番地
環境省自然環境局京都御苑管理事務所 会議室

- (3) その他：紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。電子調達の場合は、当該通知書の持参は不要。

11 入札方法等

- (1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式とする場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等すること。

この場合、入札心得に定める様式4による書面を開札時間までに提出すること。

また、入札心得に定める様式1による入札書を作成し、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に指名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（「分任支出負担行為担当官 環境省自然環境局京都御苑管理事務所長 殿」と記載）、日付（開札日）及び件名（令和7年度京都御苑桂宮邸跡等標識整備工事）と記載して、開札日時に提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。

- (2) 契約保証金 有。（契約書（案）第4条による。）
 なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

13 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、電子調達システムにより、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

電子調達システムによる入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

工事費内訳書の提出形式は、下記のとおりとする。

参考数量内訳書に掲げる種目別内訳及び科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載するとともに、紙による入札は押印すること。）。様式は、自由とするが、その構成は公共建築工事内訳書標準書式による。

なお、科目別内訳書、細目別内訳書の添付がされていない場合は、下記表1.（1）に該当するものとして、入札を無効とする場合がある。

公共建築工事内訳書標準書式URL

<https://www.mlit.go.jp/gobuild/content/001472210.pdf>

- (2) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し、記名及び押印（電子調達システムにより工事費内訳書を提出する場合には押印不要）を行った工事費内訳書を提出しなければならないが、分任支出負担行為担当官（補助者を含む。）が提出された工事費内訳書について説明を求めることがある。また、工事費内訳書が、下記表各項に掲げる場合に該当するものについては、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。
- (3) 工事費内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

【表】

1. 未提出であると認められる場合 (未提出であると同視できる場合を含む。)	(1)	内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
	(2)	内訳書とは無関係な書類である場合
	(3)	他の工事の内訳書である場合
	(4)	白紙である場合
	(5)	内訳書に押印が欠けている場合（電子調達システムにより工事費内訳書が提出される場合を除く。）
	(6)	内訳書が特定できない場合
	(7)	他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合
2. 記載すべき事項が欠けている場合	(1)	内訳の記載が全くない場合
	(2)	入札説明書、指名通知書等に指示された項目を満たしていない場合
3. 添付すべきではない書類が添付されていた場合	(1)	他の工事の内訳書が添付されていた場合

4. 記載すべき事項に誤りがある場合	(1)	発注者名に誤りがある場合
	(2)	発注案件名に誤りがある場合
	(3)	提出業者名に誤りがある場合
	(4)	内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合
5. その他未提出又は不備がある場合		

14 開札

- (1) 開札は、電子調達システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 紙による入札を行う場合には、入札参加者又はその代理人は開札に立ち会うこと。
入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。
なお、紙入札方式参加者で、第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効と扱うが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱う。
- (3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、電子調達システム使用端末の前でしばらく待機すること。
なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子調達システムにより連絡する。

15 入札の無効

- 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、7(4)において参加資格「無」とした者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに環境省入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨が確認された者であっても、開札の時ににおいて4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

16 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、指名停止の措置が講じられるので注意すること。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、19(1)に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

なお、調査基準価格とは、予定価格算出の基礎となった次の1)～4)に掲げる額の合計に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9.2を乗じた額を、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- 1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- 2) 共通用設費の額に10分の9を乗じて得た額
- 3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- 4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

17 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に電子調達システムにより、分任支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、紙入札方式の場合は紙により提出することができる。
- (2) 上記(1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に電子調達システムにより回答する。ただし、紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

18 配置予定技術者の確認

落札者決定後、資格要件を満たしていない事が判明した場合や、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、4(5)に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

なお、主任技術者又は監理技術者の配置に当たっては、「監理技術者制度運用マニュアル（平成28年12月19日国土交通省総合政策局建設業課）」によらなければならない。

19 調査基準価格を下回った場合の措置

- (1) 調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う本工事の工期延長は行わない。
- (2) 別に配置を求める技術者

専任の配置技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が京都御苑管理事務所管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に、4(5)に定める要件と同一の要件（4(5)2)に掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- 1) 65点未満の工事成績評定を通知された者
- 2) 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- 3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者
- 4) 自ら起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に分任支出負担行為担当官に通知することとする。

- (3) 予決令第86条に規定する調査（低入札価格調査）を受けた者との契約については、その契約の保証について請負代金額の10分の3以上とする。また、別冊工事契約書案第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第6項、第7項及び第8項もこれに準じて割合を変更する。

20 契約書作成の要否等

別冊契約書（案）により、契約書を作成するものとする。

21 支払条件

前金払は次のとおりとする。

- (1) 前金払の有無 有

22 火災保険付保の要否 要

23 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

24 再苦情申立て

分任支出負担行為担当官から競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は、8(2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に行う。

また、非落札者のうち落札者の決定結果の説明に不服がある者は、17(2)の回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、環境省大臣官房会計課長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立については、環境省入札監視委員会が審議を行う。

- (1) 再苦情申立ての問い合わせ及び提出先

環境省大臣官房会計課 監査指導室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

中央合同庁舎5号館24階

電話：03-3581-3351（代表）

- (2) 受付時間：休日を除く毎日、10時00分から16時00分（12時00分から13時00分の間を除く。）まで。

- (3) 再苦情申立書の様式の入手先は、5に同じ。

25 関連情報を入手するための照会窓口 6 に同じ。

26 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊環境省入札心得及び別冊契約書案を熟読し、環境省入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、7 (3) の資料に記載した配置予定の技術者を、本工事の現場に配置すること。
- (5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (6) 電子調達システムは、24 時間、365 日使用できる。ただし、システムメンテナンス時を除く。
- (7) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
政府電子調達システムヘルプデスク TEL 0570-000-683 (ナビダイヤル)
政府電子調達システムホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>
ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、6 へ連絡すること。
- (8) 入札参加希望者が電子調達システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。
- (9) 落札となるべき入札をした者が2人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

なお、くじの日時及び場所については、発注者から別途指示する。
- (10) 電子調達システムによる入札書等の提出は通信状況によりデータの送付に時間を要する場合があるので、時間に余裕を持って行うこと。
- (11) 提出ファイルは事前にウイルスチェックなどで安全性を確認した上で送信すること。
- (12) その他不明な点についての照会先
6 に同じ